

ベ ル ギ 一 王 国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はA ルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、フランス語、フラン西語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1部 2 送達すべき文書 (※1) -任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーフランス語又はフラン西語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (フランス語又はフラン西語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	必 要	必 要
V 期 間 ※2	4箇月	5箇月	7箇月
VI 中央当局	名 称 Service Public Fédéral de la Justice 所在地 Service d'entraide internationale en matière civile Boulevard de Waterloo, 115 1000 BRUXELLES Belgique		

※1 事前に最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託

庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一路線で嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。